

# 育成協会だより

## 令和6年4月から労働条件明示のルールが変わります！

### 労働条件明示の制度改正のポイント

「労働基準法施行規則」と「有期労働契約の締結、更新及び雇止めに関する基準」の改正に伴い、労働条件の明示事項等が変更されることとなりました（令和6年4月1日施行）。【労働基準法施行規則第5条の改正】

#### 全ての労働者に対する明示事項

##### ① 就業場所・業務の変更の範囲の明示

☞ 全ての労働契約の締結と有期労働契約の更新のタイミングごとに、「雇入れ直後」の就業場所・業務の内容に加え、これらの「変更の範囲」についても明示が必要になります。

#### 有期契約労働者に対する明示事項等

##### ② 更新上限の明示

☞ 有期労働契約の締結と契約更新のタイミングごとに、更新上限(有期労働契約の通算契約期間または更新回数)の有無と内容(具体的な期間や回数)の明示が必要になります。

##### ③ 無期転換申込機会の明示

☞ 「無期転換申込権」が発生する5年を超えた更新のタイミングごとに、無期転換を申し込むことができる旨(無期転換申込機会)の明示が必要になります。

#### 変更部分の例示(赤字部分) 労働条件通知書

		R6年 1月 1日
殿		
事業場名称・所在地 使用者職氏名		
契約期間	期間の定めなし、期間の定めあり (R6年 1月 1日～ R6年 6月 30日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入	
	1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない・その他( )]	
	2 契約の更新は次により判断する。 ( ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績、態度 ・能力 ・会社の経営状況 ・従事している業務の進捗状況 ・その他( ) )	
②→	3 更新上限の有無(無・有(更新 1回まで/通算契約期間 年まで))	
③→	【労働契約法に定める同一の企業との間での通算契約期間が5年を超える有期労働契約の締結の場合】 本契約期間中に会社に対して期間の定めのない労働契約(無期労働契約)の締結の申込みをすることにより、本契約期間の末日の翌日(R6年 7月 1日)から、無期労働契約での雇用に転換することができる。この場合の本契約からの労働条件の変更の有無(無・有(別紙のとおり))	
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者の場合】 無期転換申込権が発生しない期間：Ⅰ(高度専門)・Ⅱ(定年後の高齢者) Ⅰ 特定有期業務の開始から完了までの期間( 年 か月(上限10年)) Ⅱ 定年後引き続き雇用されている期間	
①→	就業の場所 (雇入れ直後) 東京,名古屋 (変更の範囲) 日本国内および東南アジア	
①→	従事すべき業務の内容 (雇入れ直後) 住宅施工 (変更の範囲) 住宅販売営業	
	【有期雇用特別措置法による特例の対象者(高度専門)の場合】 ・特定有期業務( 開始日: 完了日: )	
始業 終業の 1 始業・終業の時刻等		



##### ④ 無期転換後の労働条件の明示

☞ 「無期転換申込権」が発生する更新のタイミングごとに、無期転換後の労働条件の明示が必要になります。

さらに詳しい情報をネット検索したい方はこちらへ

- ・改正事項の詳細を知りたい → 厚生労働省ウェブサイト(①)
- ・無期転換の取り組み事例や参考となる資料がほしい → 無期転換ポータルサイト(②)
- ・今回の制度改正や労働条件明示、労働契約に関する民事上の紛争について  
→ 都道府県労働局/監督課、雇用環境・均等部(室)、全国の労働基準監督署(③)



# 事業主の皆さんご存知ですか？

## 時間外労働の上限規制 ～令和6年4月から適用～

自動車運転の業務（ドライバー）に年960時間の上限規制が適用されます。

### タクシー・ハイヤー運転手



日勤	1か月の拘束時間	288時間以内
	1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週3回までが目安）
	1日の休憩時間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない
隔勤	1か月の拘束時間	262時間以内
	2暦日の拘束時間	22時間以内、かつ、2回の隔日勤務を平均し1回あたり21時間以内
	2暦日の休息時間	継続24時間以上与えるよう努めることを基本とし、22時間を下回らない



### トラック運転手

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労使協定により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ①284時間超は連続3か月まで ②1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間超は週2回までが目安） 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は、16時間まで延長可（週2回まで）	
1日の休息期間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 【例外】宿泊を伴う長距離貨物運送の場合は、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える	
運転時間	2日平均1日：9時間以内      2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回おおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない 【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可	

### 建設の事業



①	時間外労働の上限は原則として <b>月45時間・年360時間</b> となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
②	<p>臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合（特別条項）でも、以下を守らなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働が年720時間以内</li> <li>・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満</li> <li>・時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内</li> <li>・時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度</li> </ul> <p>※ 例えば時間外労働が45時間以内に収まって特別条項にはならない場合であっても、時間外労働＝44時間、休日労働＝56時間、のように合計が月100時間以上になると法律違反となります。</p>
③	<p>建設の事業のうち、<b>災害時における復旧及び復興の事業に限り、令和6年4月1日以降も次の規定は適用されません。</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外労働と休日労働の合計が月100時間未満</li> <li>・時間外労働と休日労働の合計について、2～6か月平均80時間以内</li> </ul> <p>※年720時間の上限及び時間外労働が月45時間を超えることができるのは、年6回が限度という規制は適用されます。</p>

※ 時間外労働の上限規制については、育成協会にご相談ください。



育成協会

TEL：042-527-3675